

公園施設安全管理要領（改訂版）

（安全な施設管理のために）

大阪市建設局公園緑化部

平成30年 4月

安全な公園の施設管理を行なうには、全職員が常に次の心構えを認識し点検に従事することが必要である。

安全についての心構え

- 全職員が点検者、市民の安全確保を最優先に行動する。
- 危険を見抜く知識の向上とスキルアップに努める。
- 市民の通報には、誠意を持って対応し現場を確認するなど速やかな行動をとる。
- 市民が安心して利用できる「事故ゼロ」の公園をつくる。

点検にあたっての心構え

- 「こども目線」「親の気持ち」で点検する。
- 迷った場合は、使用禁止にする。
- 点検は一施設ごとに順番に行い、不具合があれば少なくとも応急処置をやりきり、同一公園内とはいえ不具合を残したまま、他の施設に移動しない。

上記の心構えを全職員は常に意識し、日々の朝礼や作業前に確認する。

本要領は、国土交通省『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）平成26年6月』及び社団法人日本公園施設業協会発行の『遊具の安全に関する規準J P F A - S P - S : 2 0 1 4 2 0 1 4年6月』を参考に大阪市が編集したものです。

目 次

□ 公園施設管理の心構え	
□ はじめに	1
1. 安全管理の目的	1
2. 子どもの遊び	2
(1) 遊びの重要性	2
(2) 遊びの特徴	3
3. 遊具の安全に対する基本的な考え方	3
(1) リスクとハザード	3
(2) リスクとハザードの意味	3
(3) 物的ハザードと人的ハザード	5
4. 事故の要因	6
(1) 挟み込み	6
1) 頭部・首の挟み込み	6
2) 指の挟み込み	7
3) 足の挟み込み	7
(2) 絡まり・引っ掛かり	8
(3) 衝突・転倒	9
(4) 鋭利な尖端・角・縁	10
(5) 損傷・脱落・劣化	10
(6) 基礎部	11
(7) 遊具周辺の地表面	11
(8) 異物の持込み・放置・散乱	12
(9) 人為的な破壊等	12
5. 安全確保のための公園管理者の役割	13
(1) 公園管理者の役割	13
(2) 保護者・地域住民との連携	14
6. 点検	16
(1) 点検の目的	16
(2) 点検の考え方	17
(3) 点検の種類と内容	18
1) 作業前・現場調査時点検	18
2) 日常点検	18
3) 定期点検	19
(4) 点検時の安全対策	19
(5) 点検の種類	20
1) 目視	20
2) 触診	20
3) 聴診	20
4) 打診	20
5) 計測	20

(6) 異状があった場合の対応	21
1) 応急処置	21
2) 使用禁止処置	21
3) 修繕等の処置	21
4) 経過観察	22
5) 故意による損壊・落書	22
7. 点検要領	23
(1) 材料別の点検ポイント	23
1) 金属類	23
2) 木質類	24
3) プラスチック・ゴム系材料	25
4) コンクリート・石材類	25
(2) 部位毎の点検ポイント	26
1) 施設全体	26
2) 基礎部	26
3) 塗装の状況	26
4) 接続部	26
5) 可動部	26
6) 手すり・床等	27
(3) 施設毎の点検ポイント	27
1) ブランコ・幼児用ブランコ	27
2) 滑り台・幼児用滑り台	27
3) ジャングルジム	28
4) 鉄棒	29
5) ラダー	29
6) プレイウォール	29
7) 砂場	29
8) 石山・クライミングスライダー	30
9) 複合遊具	30
10) 健康器具	31
11) ベンチ・スツール・テーブル等	31
12) パーゴラ・シェルター等	31
13) 車止、出入口	31
14) 園路・広場	32
15) 排水	32
16) 水道	32
17) 池・崖	32
18) 樹木	32
19) 照明灯・太陽電池時計	32～33
20) 開閉器箱	33
21) 防犯カメラ	33
■ 日常・定期点検報告、処理フロー図	34～35
■ 資料編（点検関係作成書類等）	37～93

□ はじめに

子どもは遊びを通し、社会性、創造性、感受性、主体性などを育み、身体能力を向上させて行くもので、遊びは子どもの成長に不可欠なものである。

公園で遊ぶ子どもたちに、安全で楽しい遊び場を提供するためには、遊具などの公園施設のハザード（3頁参照）を除去し、事故を未然に防ぐことが重要である。

この公園施設安全管理要領は、ハザードのなかでも主に物的ハザード（5頁参照）による事故を防止するために重要な安全点検業務の要領を記載したもので、物的ハザードを早期に発見し、速やかに適切な措置を講ずることにより、安全な遊び場となるので、公園管理者は、最優先して遊び場の安全確保に努めなければならない。

1. 安全管理の目的

公園に設けられた遊具は、子どもに楽しい遊びを提供するだけでなく、冒険や挑戦をすることで、達成感が満たされ、運動能力が発達するなど、遊ぶことで子どもの身体能力を高めることができる。

遊びのなかでの冒険や挑戦は、子どもたちの自然な行為であり、危険を伴うものであるが、遊びの価値のひとつで、子どもの身体能力の向上だけでなく危険に関する予知能力や事故に遭遇した際の回避能力を高めることに役立っている。

公園の遊具で発生する事故は、これら子ども自身の能力を越えた冒険や挑戦によるもの、突き飛ばしたり、動く遊具に近づいての衝突、遊びに不向きな服装や靴の着用など、利用する側の不適切な行動や使用により生じる事故もある。

しかし、事故原因の多くは、遊具の設計段階での構造上の不備、劣化や磨耗、ネジのゆるみの放置など不十分な維持管理に起因して発生するものが、事故件数の多くを占めている。

公園の遊具は、危険予知や事故の回避能力に乏しい子どもたちを対象にしているので、遊具の安全確保にあたっては、特別な配慮を行い、重大な事故を未然に防ぐ処置を講ずることが大切である。

また近年、子どもたちが、犯罪に遭遇することが増加しているので、公園を明るく、見通しを良くするなど、防犯の視点で管理することも求められている。

本市が管理する公園については、子どもたちに安全な遊び場を、また大人や高齢者には快適で安全な休憩・運動の場を提供するために、公園管理者は、安全確保に十分配慮することが重要である。

2. 子どもの遊び

(1) 遊びの重要性

子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中で自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。

このように、遊びは、すべての子どもの成長にとって必要不可欠なものである。

1) 遊びが果たす役割

- ①遊びは、子どもに対して楽しさを与えるだけでなく、運動能力を高め、知覚の発達や言語の獲得を助け、社会性や創造力などを養う機会を提供することで、子どもの身体的、精神的、社会的発達などを促すものである。
- ②遊びは、子どもの心身の発育に応じて、自らの限界に挑戦するもので、子どもは、その挑戦を通して危険に関する予知能力や事故の回避能力など安全に関する身体能力などを高めることができる。このように子どもの成長において、遊びは重要な役割を果たしている。

2) 公園の遊び場で遊ぶことの意義

- ①子どもは、遊び場での遊びを通して、屋内での一人遊びでは得られない他者や自然との関わり合い、天候や季節変化の実感などの多様な体験を得ることができる。
- ②特に、公園の遊び場には幅広い利用者が集まるため、世代間や地域社会との関わり、集団での遊びを通して社会的ルールや自分が果たすべき役割、責任などの存在に気付き、他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を身につけることが期待できる。
- ③これらの多様な体験によって、子どもは集団の遊びの中で視野を広げ、感受性や道徳観、正義感などを育み、より一層心を豊かにしながら成長していくものと考えられる。

表1 遊びが果たす役割と意義

身体・運動能力の発達	筋力、骨格の成長。体力、平衡感覚の発達。病気などの抵抗力をつける。危険予知能力、事故の回避能力の発達。
道徳、規律の習得	思いやり、ゆずり合いなどの習得。社会的ルールを学ぶ。自分の役割に気付く。道徳観、正義感を育む。義務、順番を守り、協力することを学ぶ。
知能の成長	創造力、造形力の育成。言語の習得。思考力の育成。好奇心、達成感などの体験。
情緒的な発達	緊張の緩和。情緒の安定。忍耐力、決断力、自制心の育成。表現力、競争意欲の発達。

注) 1. このように、子どもは遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中で自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくもので、遊びはすべての子どもの成長にとって必要不可欠なものである。

2. 子どもの成長に重要な役割を担う遊具での事故を防止するため、子どもの利用する遊具の安全管理の徹底を図ることが重要である。

(2) 遊びの特徴

子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、子どもは大人が予期しない遊びをすることがある。

また、子どもは、ある程度の危険性が内在している遊びに惹かれ、こうした遊びに挑戦することにより自己の心身の能力を高めてゆくものであり、子どもの、発育段階によって、遊びに対するニーズや求める冒険、危険に関する予知能力や事故の回避能力に違いがみられる。

①冒険や挑戦は、子どもの遊びにおける自然な行動パターンの一つであり、従来の遊び方とは異なった遊びを求め、面白味に欠けるものには興味を失い、より面白い遊びを求めて大人の想像を超える応用的な遊び方をすることがある。

②子どもは、発育段階によって身体の大きさや体力だけでなく、危険に関する予知能力や事故の回避能力などの安全に関する能力が大きく異なる。このため、発育段階に応じた安全に配慮を行う必要がある。

③特に幼児期は、目の前にあるものは全て遊びの対象となり、それが、安全なのか、危険であるのかの区別はできないので、常に行動に危険を伴うものである。

また、身体的能力が未発達の状態、自分の能力の限界以上の挑戦をするので、幼児期に事故が多くなり、保護者はその行動を十分に観察していなければならない。

しかし、このような時期を経て成長し、子ども同士の遊びのなかで、主体性が育ち社会性を習得していくのである。

3. 遊具の安全に対する基本的な考え方

(1) リスクとハザード

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をして、身体的能力を高めて行くもので、危険性の内在する冒険や挑戦などは遊びの価値のひとつである。

子どもの遊びの安全確保にあたっては、危険性の内在する遊びは遊びの価値のひとつで、このような遊びを通して子どもは事故の回避能力を育むことができる。この能力を育むことの危険性と、遊びのなかで子どもが判断できる危険性は「リスク」と呼び、事故につながる危険性、あるいは子どもが判断できない危険性を「ハザード」と呼び、区別している。

(2) リスクとハザードの意味

①リスクは、遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもの発達にとって必要な危険性は、遊びの価値のひとつである。子どもは、小さなリスクへの対応を学ぶことで経験的に危険を予測し、事故を回避できるようになる。また、子どもが危険を予測し、どのように対処すれば良いかの判断が可能な危険性もリスクであり、子どもが危険を解かっていて行うことは、リスクへの挑戦である。(国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」解説版(以下、「国交省指針・解説版」)より)

②ハザードは、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性である。また、子どもが予測できず、どのように対処すれば良いかの判断が不可能な危険性もハザードであり、子どもが危険を解かずに行うことは、リスクへの挑戦とはならない。（「国交省指針・解説版」より）

子どもは、遊びを通して心身、体力が発達し、運動神経や平衡感覚などの成長を促し、事故の回避能力を育むことができるものである。

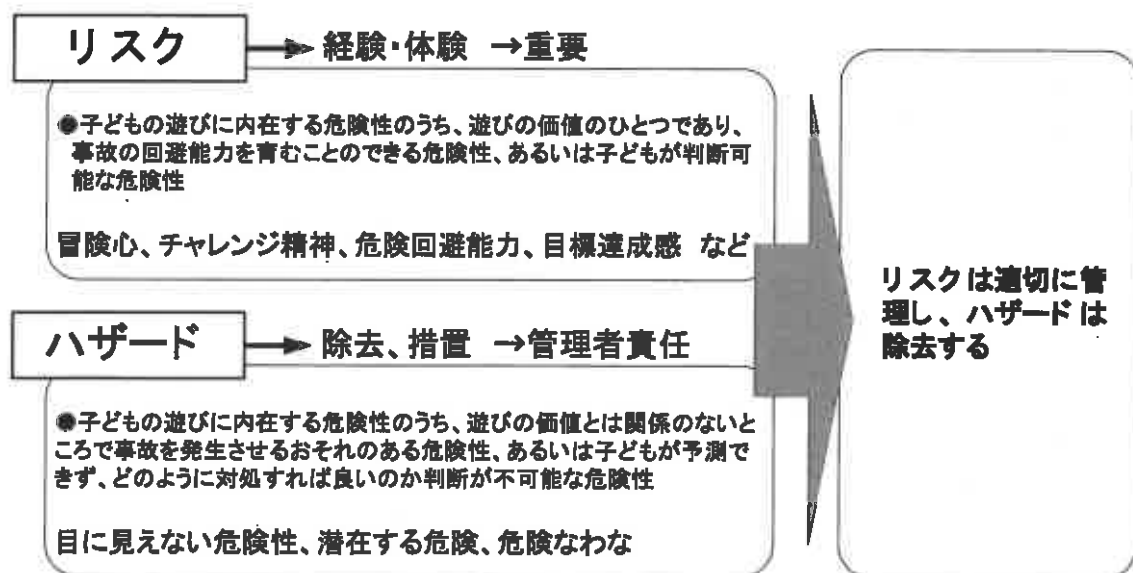
これらの能力は、冒険や挑戦など、リスクが存在する遊びを通して習得するもので、遊びには多少の危険性が内在している。

子どもの遊びには、常に危険性が内在しているので、公園管理者が遊具による事故の発生を恐れ、事故対策に過敏になり、過度に安全性を重視してリスクのない遊具にすれば、子どもにとっては遊びが面白くなり、公園での遊びは飽きられ、公園外に遊びを求め、より危険な行動を行なうことになる。

遊具には多少のリスクが存在し、そのリスクに挑戦し克服することにより、子どもは達成感に満足し、心身の能力を高めていくものである。

しかし、遊具の構造的な欠陥や故障、破損などはリスクではなく、事故発生原因となるハザードであるので、公園管理者はハザードを除去し、遊具の安全確保に努めなければならない。

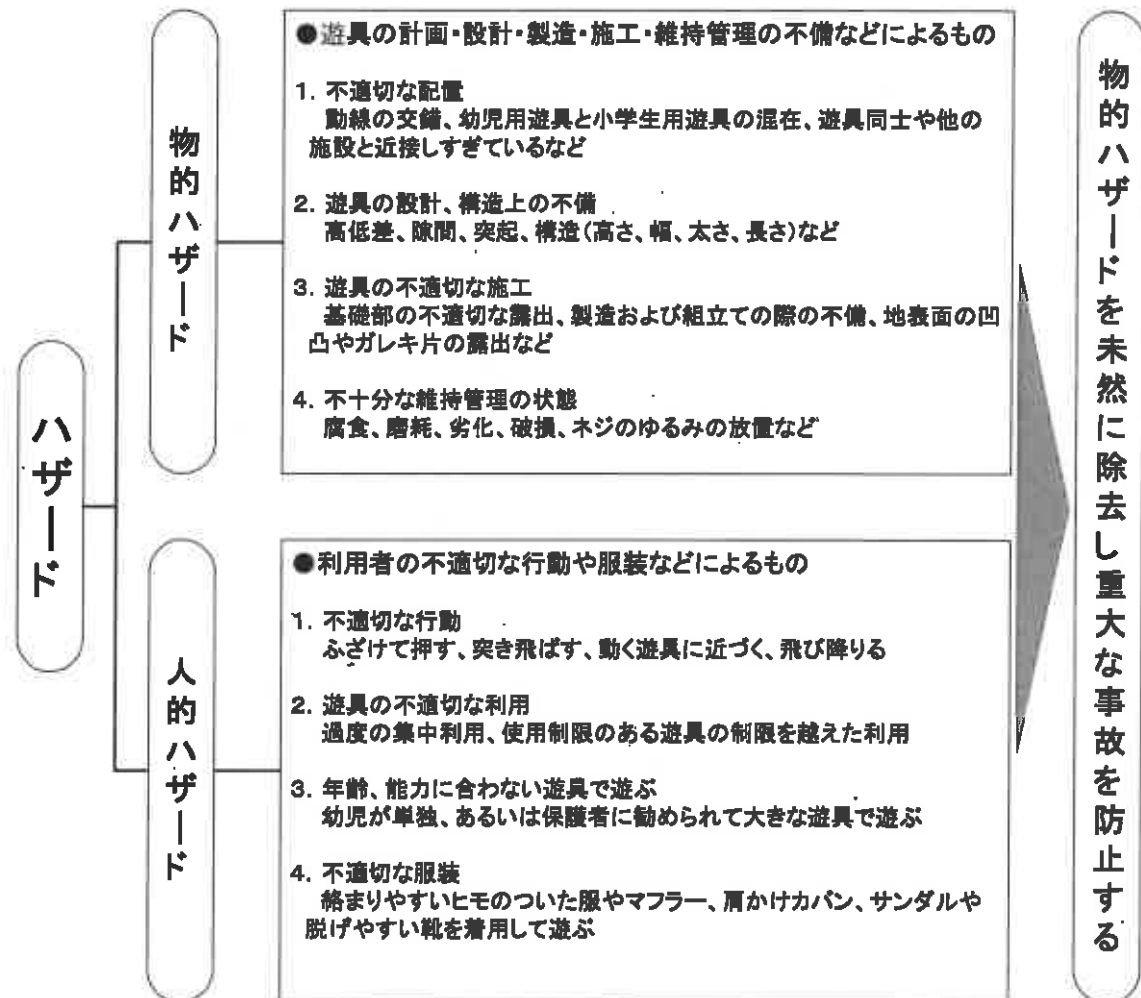
図1 リスクとハザード



(3)物的ハザードと人的ハザード

遊具に関するハザードは、遊具の構造上の欠陥や故障、破損など物的要因による「物的ハザード」と、不適切な行動や服装など利用者側の人的要因による「人的ハザード」に分けることができる。

図2 ハザードの分類



注) 遊具による事故は、物的ハザードによるもの以外に、不適切な行動・利用・服装によるもの、子どもの持つ能力を大幅に越えた遊具利用の事故、あるいは保護者が目を離している間に子どもがケガをしたなど人的ハザードによるものがある。

これらの事故は、子どもと保護者の自己責任でもあるが、時としてこのような人的ハザードによるものを物的ハザードに置き換え、遊具の安全配慮を怠っていたと公園管理者に責任を転嫁されるケースが見られる。

事故が発生した際は、どのようにして事故が起きたのか、その原因は何にあるか十分に検討し、人的ハザードの場合は安全利用の指導、啓発を図ることが大切である。

4. 事故の要因

公園遊具による事故は、遊具が原因となって起る「物的ハザード」と、遊びにふさわしくない服装や靴の着用、保護者の監督不注意など「人的ハザード」によるものがある。ここでは、遊具の物的ハザードによる事故の要因を記載している。

(1) 挟み込み

全身あるいは身体の一部を入れたとき、引き抜けなくなるような開口部、あるいは隙間の存在は、挟み込みなどによって重大な事故につながるおそれがあるので注意する。

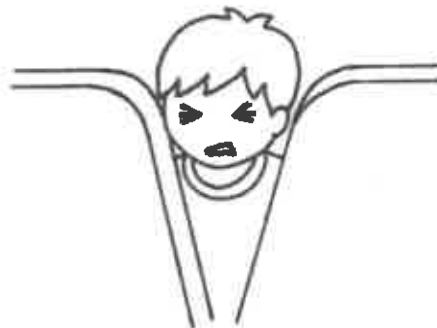
1) 頭部・首の挟み込み

部材が磨耗したり、割れなどでV字型の開口部があれば、首が挟まる原因となる。

(頭部・首の挟み込み防止)

①頭部または首が挟まるような、上向きのV字型の開口部はあってはならない。

図3 頭部・首の挟み込み例



2) 指の挟み込み

利用者が指先を入れた場合、抜けなくなるような 8～25 mm の隙間、穴があってはならない。指を入れて抜けなくなるようなパイプの穴、部材の隙間を点検する。

(指の挟み込み防止)

- ①指を入れて抜けなくなることが想定されるパイプなどの端部はふさぐ。
- ②利用者が指先を入れた場合、抜けなくなるような 8～25mm の隙間・穴があってはならない。
- ③ヒンジやローラーなどの可動開口部は、指先をつぶしたり、切断したりする危険性がないように配慮すること。

図4 指の挟み込み例



3) 足の挟み込み

踊り場や通路などの平坦な床面に、足を挟み込むような 30 mm を超える隙間がないか点検する。特に、総合遊具にこのような個所があるので、点検の際には注意する。

(足の挟み込み防止)

- ①踊り場や通路・ステップといった歩行や走行を目的とした平坦な床面に、足を挟み込むような、30mm を超える隙間を設けてはならない。

図5 足の挟みこみ例



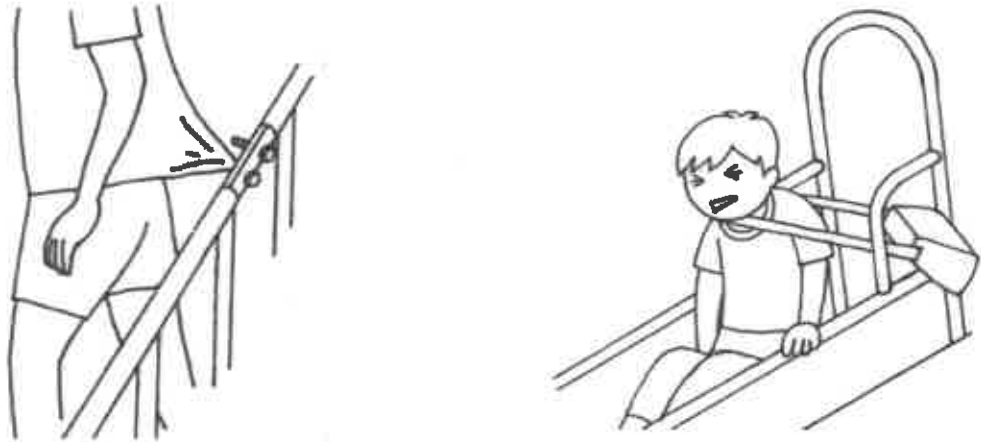
(2) 絡まり・引っ掛かり

衣服の一部やカバンのヒモが絡まったり、引っ掛かったりする突起、隙間があれば衣服を破いたり、刺傷の原因となり、また、首にかけたカバンやマフラーなどが引っかかり窒息事故を起こすおそれがある。

(絡まり・引っ掛かり防止)

- ①衣服の一部やカバンのヒモが絡まったり、引っ掛かったりする突起・でっぱり・隙間を設けてはならない。特に、滑降系遊具の滑り出し部分や滑降面には、着衣の一部が引っ掛かるような突起や隙間があつてはならない。
- ②ボルトのネジの突出は、ナットより2山以内とする。または遊具の表面にネジ部が飛び出さないように埋め込むか、キャップをして引っ掛かりのないようにすること。

図6 絡まり・引っ掛かり例



(3)衝突・転倒

利用者の頭部や目の高さに衝突の原因となる突出した障害物があってはならない。また足元にも転倒の原因となる障害物があってはならない。

特に顔の高さにあるネジ・パイプ・横木・樹木の枝などが出ていると、顔面をケガする原因となる。また、地表面の樹木の切株や浮根は転倒の原因になる。

(衝突・転倒防止)

- ①利用者の頭部や目の高さに、衝突の原因となる遊び機能以外の障害物を設けてはならない。
- ②利用者の足元の高さに、転倒の原因となる遊び機能以外の障害物を設けてはならない。
- ③低い所にある樹木の枝は衝突の原因になり、地面の切株、浮根などは転倒の原因となるので取り除いておく。

図7 衝突・転倒例



(4) 鋭利な先端・角・縁

劣化や損耗・いたずらなどで、遊具に先端や鋭利な角や縁があると、刺傷や裂傷の原因になるので、先端・角・縁などをなくす。

(鋭利な先端・角・縁による危険防止)

- ①利用者の皮膚を切ったり、刺したりするような先端・角・縁を設けてはならない。
- ②各部位の先端・角・縁は丸めるか、やわらかいカバー等の処置を施す。
- ③低い所にある樹木の枝は、衣服の引っかかり、刺傷や顔を強打する原因になるので取り除く。

図8 危険な先端・角・縁の例



(5) 損傷・脱落・劣化

劣化や損耗、あるいはイタズラなどによって、遊具の部材の一部が無くなったり、損耗していると、転落や落下事故の原因になり、また、ネジやボルトの抜け落ちも遊具の転倒や落下などを引き起すことになる。

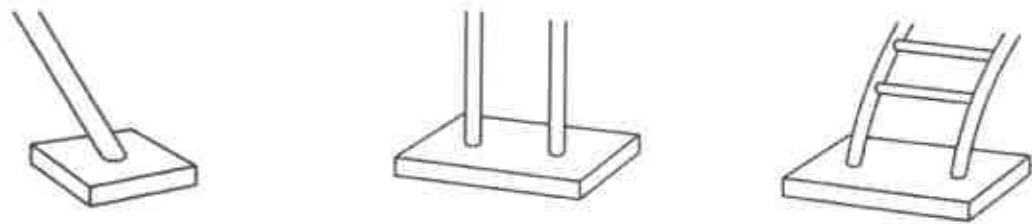
(損傷、脱落、劣化の対策)

- ①点検によりこのような物的ハザードが検出されるので、早期に発見し、措置することが重要である。
- ②点検の際は、劣化、損耗状況の点検は大切であるが、部材の脱落や移動、ネジやボルトの抜け落ち、ゆるみなどの点検も十分に行う。
- ③点検手法は、「7. 点検要領」参照のこと。

(6) 基礎部

遊具の多くはコンクリートにより固定されているが、表土の流出などにより基礎部が露出していれば、転倒や転んだ際に強打する原因となるので、基礎の状況を確認しておく。

図9 露出している基礎コンクリートの例



(基礎部の露出防止)

- ①遊具など施設の基礎コンクリートが地表より剥き出していると、つまづきの原因となり、また落下、転倒時に強打する原因となるので基礎の形状変更を行う。
- ②表土の流失がひどければ土で覆い露出部をなくす。

(7) 遊具周辺の地表面

地表面に石やガレキ、鉄筋などが露出していれば、これにつまづいて転倒したり、転倒した際に強打する原因になる。

また、衝撃を緩和するために敷かれた人工芝やゴム板にすり減りや、剥がれなどがあれば、つまづく原因になる。

(地表面の措置)

- ①地表に露出した石、ガレキ、鉄筋などがあれば取り除く。
- ②表土の流失がひどく、埋まっている石、ガレキなどが露出している場合は土で覆う。
- ③人工芝、ゴム板の損耗は取替え、剥がれなどは元に戻し固定する。

(8) 異物の持込み・放置・散乱

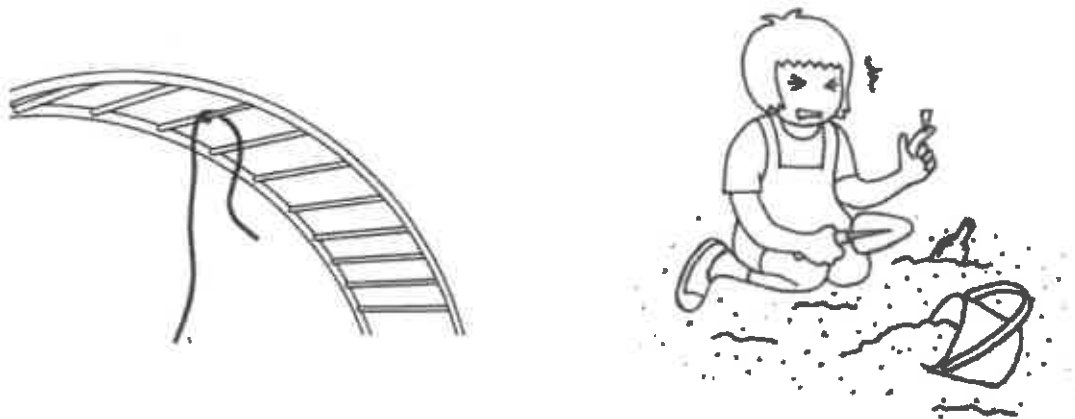
遊具周辺にガラス片・びん・缶・ガレキ・石などが放置されることにより、これが原因で切傷・刺傷・転倒につながることになるので、遊具周辺の地表や遊具の通路・踊り場などを点検し、これらの異物があれば取り除く。

また、ロープや縄跳などのヒモが放置されることにより、窒息事故につながる原因となるので取除いておく。

(放置された異物の除去)

- ①ガラス片・ビン・缶・ガレキなどを見つけた場合は、直ちにに取り除く。幼児が利用することの多い砂場はよく注意して点検する。異物は地表面だけでなく、遊具の踊り場、通路、滑り面などに放置されることもあるので、ここの点検も実施する。
- ②遊具に結ばれたロープや縄跳のヒモは、窒息や宙吊り事故の原因になるので、発見した場合は直ちにに取り除く。
- ③遊具の近くに停められた乳母車・自転車などは、衝突事故を招くので、発見した場合は所有者に移動を求める。

図 10 異物、放置物の例



(9) 人為的な破壊等

遊具は、磨耗や劣化だけでなく、人為的な破壊、汚損、落書などによっても劣化する。こうした遊具は危ないだけでなく、徐々に悪戯がエスカレートして、別の犯罪にもつながる危険性もあるので、遊具の改修だけでなく、防犯面から警察、地域と連携した取組みが必要である。

5. 安全確保のための公園管理者の役割

公園管理者は、事故につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努めるものとする。

また、子どもと保護者は、遊びには一定の自己責任が伴うものであることを認識する必要があり、保護者は、自己判断が十分でない年齢の子どもの安全な利用に十分配慮する必要がある。さらに、公園管理者と保護者・地域住民は連携し、子どもの遊びを見守り、ハザードの発見や事故の発生などに対応することが望まれる。

(1)公園管理者の役割

1)安全確保の考え方

- ①地域住民や子ども・保護者のニーズを踏まえ、計画から維持管理、利用まで全ての段階で適切な対応を講ずることが大切である。
- ②遊具の計画・設計、製造・施工、維持管理、利用の各段階における役割は、次のように整理される。
 - ・計画・設計においては、遊びの価値、リスクとハザードに対する考え方を踏まえ、安全な遊び場ならびに遊具を計画・設計する。
 - ・製造・施工においては、製造・施工の受託者・請負者に対して、計画・設計の意図を把握させた上で、設計図書に基づいた確実な遊具の製造・施工と施工時の安全対策を行うよう求める。また、必要に応じて維持管理に必要な資料の提出を求める。
 - ・維持管理においては、子どもの遊び、リスクとハザードに対する考え方を踏まえて遊び場と遊具の安全点検を行い、それに基づき必要な措置を講ずる。
 - ・利用においては、遊具の利用状況によっては、保護者や地域住民と連携して利用指導などを行う。
- ③遊び場や遊具に関わる情報は、公園管理者と保護者・地域住民とが共有・交換することが望まれる。
- ④事故が発生した場合に備え、負傷者救護、2次被害を防ぐための応急措置など、迅速かつ的確な連絡と対応のできる体制を整えておくことは、遊具の安全確保において重要である。
- ⑤安全対策は、事故を未然に防ぐ努力を継続することが基本であるが、事故事例に学び、改善することも重要である。事故の再発を防止するためには、要因となったハザードを速やかに除去するとともに、事故の発生状況を記録し、その後の遊具の設置、改修、維持に反映させることが大切である。

2)維持管理

遊具の維持管理は、遊具そのものの性能確保に関する点検・修理を行なうにとどまらず、子どもにとって安全で楽しい遊び場であるか、という視点を持って行うことが大切である。遊具の構造を要因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行うとともに、定期的な補修などを行うための計画策定は大切である。

3)安全点検

安全点検は、維持管理全体の中で最も基本的な作業であり、特に腐食・腐朽、変形、磨耗、部材等の消失などに注意し、点検を行うものとする。

遊具の安全点検が不十分な場合、物的ハザードの見落としなどによって、事故が起きるおそれが高くなるので、日頃の適切な安全点検で物的ハザードを発見し、適切な措置を講ずることにより、事故の発生を未然に防ぐことが可能となる。

安全管理にあたっては、子どもの遊びは本来自由で自発的なものであり、遊びの価値を十分に勘案し、過度に制約的にならないように注意することが必要である。また、子どもと保護者は、遊びには一定の自己責任が伴うものであることを認識する必要があり、保護者は、特に自己判断が十分でない年齢の子どもの安全な利用に十分配慮する必要がある。

(2)保護者・地域住民との連携

1)連携の意義

- ①公園の維持管理は、原則として公園管理者が行うものである。しかし、公園の安全確保にあたっては、公園管理者のみで行うことは難しく、保護者、地域住民の協力が不可欠である。これは、地域に身近な公園では住民の目が行き届き、子どもの遊びを見守り、危険な行動への注意、遊具の故障時の早期発見、事故が発生した場合の対応、防犯面の向上等において協力を得て、公園の安全性をより高めることが期待できる。
- ②近年、地域社会において住民間の交流が少なくなっており、これまで保護者や地域住民が行ってきた、子どもの遊びを見守るといった習慣が失われつつある。このような背景のなかで、公園管理者が公園の整備や管理などで住民と接する機会を捉え、地域住民との協働を進めることは、公園への関心と理解を深めることになり、公園と遊具の安全確保に大切なことである。

2)連携の内容と効果

- ①公園と遊具の安全確保においては、計画から管理、利用に至るまで、保護者や地域住民が遊びの価値や遊びに内在する危険性（リスクとリザード）など、子どもの遊びや遊具に対する認識を持つとともに、住民同志あるいは、住民と公園管理者が相互に連携し、情報を共有・交換して公園の管理などを通して、協働関係を築いて行くことが必要である。

②協働関係を築くことは、保護者や地域住民が公園に関心を寄せることになり、日常の安全点検や子どもの遊びの見守りなどの、保護者と地域住民の協力を得て事故の発生を未然に防ぐことのほか、事故発生時の処置や連絡など、初期対応の協力も求めることが重要である。

このため公園や遊具に、物的ハザードを発見した場合などの連絡先や、事故が起きた時の対応などを分かり易く、保護者や地域住民に伝える必要がある。

③子どもの遊びは、公園だけでなく、空き地や道路など地域の様々な場所で行われるので、公園の安全確保などで培われた安全意識が地域全体に広まり、子どもの遊び環境や地域の防犯など、総合的な安全確保に対する意思の高揚が期待される。

④公園について、利用者や地域住民から苦情や要望だけでなく、好ましい点も寄せられることがある。その双方の情報を集約し、内容の検証を行うことは、安全で楽しい公園づくりに有効となるものである。

⑤公園に設置した遊具は、どの様な年齢層の子どもが、どの様な使い方をしているか、あるいは事故が起きていないかなど、遊具の利用実態を知ることが、安全点検の着眼点が明確になるほか、磨耗などによる後年の部材取替えや改修の必要性を検討する基礎となる。

この利用実態を把握するには、日々、観察している保護者や地域住民の協力を得て、詳細な状況把握を行うことが有効な方法と考えられる。協働して状況把握を行うことは、保護者と地域住民が公園や遊具の安全に関する意識を高める効果が期待できるものである。

6. 点検

(1)点検の目的

公園施設（以下、施設）による事故原因は、設計・製造・施工段階で生じたり、劣化や損耗などがそのまま放置され、事故が起きてから、その原因が施設に潜んでいたことに気づくことがある。

特に、遊具は危険予知に乏しい子どもが利用するものであることから、事故を防ぐためには事故の原因となる箇所を早期に発見し、措置を講じることが重要である。

このため、遊具の安全確保にあたっては、点検が果たす役割は重要で、遊具に潜む事故原因を早く発見し、措置することが、事故の未然防止を図るうえで重要な業務となる。

この点検の目的は次のように整理できる。

- ①点検は、遊具の障害を早期に発見し、また、予防するための重要な手段であり、遊具を健全な状態で、継続的に維持することを目的とする。
- ②点検の範囲は、遊具の健全性に関する判定を行い、報告書により遊具別の物的ハザードの種類や程度を明らかにする。
- ③点検は、次の点などに配慮して行う。
 - 1：安全性の確認
 - 2：機能の確認
 - 3：美観の確認
 - 4：防犯対策
 - 5：快適性の確認
- ④管理者は点検結果を踏まえ、危険防止処置の必要性や、修繕・撤去・更新などの対象とその優先順位を決定する。優先順位の決定に際しては、利用者の安全確保を最優先に考える。

(2)点検の考え方

1)安全点検の視点

- ①確実な安全点検を行うためには点検シートを活用し、点検漏れの防止に努める。
- ②使用材料や部位によっては、劣化傾向や点検方法が異なるため、安全点検にあたっては、点検対象の遊具の特性、仕様、構造など、基礎的な情報を予め把握しておく。
- ③安全点検において異常を発見した場合は、その内容によっては専門技術者の意見を求める。
- ④施設の点検結果などの維持管理の履歴が継承され、効率的に維持管理がされるよう、施設の点検記録（注1）を保存する。
- ⑤点検結果に応じて補修や部材の交換などを行う場合、製造・施工者が提出した資料を参考とすることは効果的であり、公園管理者は施設の設置にあたり、製造・施工者に材料、製造時に設定された耐用期間、交換の目安など維持管理に必要な資料の提出を必要に応じて求めるものとする。

注1）点検記録は、点検を実施した日時、天候、点検者名と点検チェックリストや、必要に応じて写真などを取りまとめたもの。

2)点検手順に従った確実な安全点検

施設の維持管理は、施設そのものの性能確保に関する点検・修理にとどまらず、“子どもにとって安全で楽しい遊び場であるか”という視点を持って行うことが大切である。

安全点検は、維持管理全体の中で最も基本的な作業である。点検には、初期の動作確認のために製造・施工者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検があり、これらの安全点検を確実に行うものとする。

特に、日常点検においては、腐食・腐朽、変形、磨耗、部材の消失、ネジの緩みなどに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。

安全点検により物的ハザードが検出されることから、安全点検が果たす役割は重要で、施設の安全点検を行い、事故につながるおそれのあるハザードを発見した場合に適切な措置を講ずることは、事故を未然に防ぐために重要なことである。

(3) 点検の種類と内容

点検の内容・頻度により以下の4段階の点検を実施する。

1. 点検の実施方法

1) 作業前・現場調査・現場立会時点検 (点検者・・・全職員)

通常の維持管理作業前や工事等の現場調査時等、対象公園に到着後等の時間を利用して、「作業前・現場調査・現場立会時点検カード」(様式 1)を用い、施設周辺と施設(可動する、利用に急な動きを伴う施設)の状況について、業務に支障のない範囲(時間の目安は15分程度)で「目視」点検を行う。

2) 日常点検 (点検者・・・緊急対応班(安全管理))

日常点検は、緊急対応班(安全管理)に配置される職員が二人以上1組となり2ヶ月1回(定期点検月は除く)実施するもので、「公園日常巡視点検カード」(様式 2)を用い、施設の指示された点検ポイントに注意して「目視・触診」等の点検を行なう。
また、必要に応じて、可動部のグリスアップやネジの増し締め等のメンテナンス、砂場扉防護カバー等の消耗品の交換等の小補修を行なう。

3) 定期点検 (点検者・・・全職員)

定期点検は、緊急対応班を中心に全職員が二人以上1組となり、年2回(6～7月、12～1月)実施するもので、「公園施設定期点検表」(様式 3)を用い、指示された点検ポイントや重要度欄に注意して「目視・触診・打診・引っ張り・測定」等の点検を行なう。

また、必要に応じて、可動部のグリスアップやネジの増し締め等のメンテナンス、砂場蝶番防護カバー等の消耗品の交換などの小補修を行なう。

4) 精密点検 (点検者・・・担当者)

各点検の結果、分解作業や測定機器を使用して詳細な点検が必要と認める施設については、必要に応じて専門業者に委託し実施する。

(特殊複合遊具、大型複合遊具 等)

2. 不具合等の(応急、利用制限、使用禁止)処置の実施及び報告

1) 各点検によって、施設で不具合や危険な状況を発見した場合は、

①現状の記録

②危険物等の除去、応急処置、利用制限処置、使用禁止処置等の実施

③処置後の記録

を、迅速・適切に行い、公園利用者の安全確保に努める。

2) 緊急性が高い、処置が広範囲である、処置や判定が困難である等と判断した場合は、事業所に連絡し状況を的確に伝えるとともに、応援を要請（必ずその場に待機）し、公園利用者の安全確保に努める。

3) 以上のような処置等を実施した場合は、必ず事務所に帰着後、記録とともに各種点検カード（作業前・現場調査・現場立会時点検カード、公園日常巡視点検カード、公園施設定期点検表など）を添えて、速やかに緊急対応班部門監理主任・維持管理統括主任・整備係長・公園事務所長へ報告を行なう。

3. 点検結果に対する対応と報告

点検結果の報告及び決裁は、別紙フローに基づいて行なう。

点検によって発見した不具合箇所については、撤去、補修等の対応について検討を行なうとともに、直営、請負の作業振り分けを行ない、速やかに公園機能の回復を図る。

1) 作業前・現場調査時点検

点検の結果は「作業前・現場調査・現場立会時点検カード」（様式 1）を直属の上司に提出後、緊急対応班部門監理主任へ提出する。

*作業前・現場調査・現場立会時点検カードにフロー記載

2) 日常点検

①点検の結果は、公園日常巡視点検カード（様式 2）を用いて事業所内で決裁する。

3) 定期点検

①点検の結果は、「公園施設定期点検表」（様式 3）（結果集計表・各施設点検表）を用いて事業所内で決裁する。

②判明した不具合箇所の対応方針と作業担当者の振り分けは、整備担当、緊急対応班が協力して決定し、「公園施設補修等担当振り分け報告書」（様式 4）を用いて整理する。

4. 点検に必要な携行品

各種点検カード、公園点検巡回マップ、記録用カメラ・安全テープ・トラロープ・啓発文（ラミネート処理されたもの）、ノギス等の測定器、その他の安全資材、砂場防護カバー、手動工具類 等を携行する。

(4) 点検時の安全対策

点検従事者は点検作業中、交通の妨害となる行為や、利用者への危害・迷惑を防止し、市民の安全を守るために必要な処置を、適宜講じなければならない。

また、管理者は点検を専門業者等に委託する場合は、専門業者等に対しても、次のことを周知徹底させなければならない。

- ①作業車両を駐車するときは、できるだけ遊具などの利用者に影響のない場所を選定し、点検内容等に応じ、適宜、カラーコーンやバリケード等を設置するなどの安全対策を施すこと。
- ②利用者に対しては、点検作業であることを説明し、一時利用を停止して頂くよう協力を得ること。

(5)点検の種類

1)目視

目視は、施設全体や各部の劣化、傷、き裂、磨耗、部材の脱落・移動、危険物の有無等を目で確認する点検方法で外観検査ともいう。

目視は点検方法のなかで最も簡便な方法で、日常の観察により、異常部の早期発見が容易となり、劣化や磨耗、部材の脱落などに起因する事故が予防できるものである。

2)触診

施設の表面を手で触れて、劣化、ささくれ、き裂、凹凸などを点検する方法である。

3)聴診

聴診は動的な機能を持つ遊具などで、作動時に異常な音を発生していないかどうかを点検する方法である。

動的な部分を動かして異音が発生した場合の多くは、可動部の油切れが原因と考えられるが、可動部の変形、磨耗など複合的な要因から発生する場合もあるので、異音の発生時は十分に注意して点検する。

また、動的な機能を持つ遊具については、この点検を行うことにより作動状況の点検も同時に行うことができる。

4)打診

打診は、部材をテストハンマーなどで叩き、発生した音の濁りや高低などで異常部を確認する方法で、目視や触診による点検で発見されにくい部分の確認に有効である。

打診により、部材の腐朽や腐食の程度、ボルトの緩み、き裂などの異常を判定することができる。

5)計測

計測は、メジャーやノギスなどの計測器具を用いて、部材の磨耗、変化の状態やクリアランスなどを計測する方法である。

(6)異常があった場合の対応

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて施設の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。なお、応急措置を講ずる際には、恒久的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないように留意する。

1)応急処置（メンテナンス）

点検時において発見された物的ハザードについては、処置が容易なものは直ちに実施する。

（例）

- ナット・ネジが緩んでいた場合の締め付け
- 突き出た釘の打込
- 危険物の除去
- 取付られた、ヒモ・ロープの除去
- 尖角部の処理など

応急処置後、修繕を必要とする事項については恒久的な修繕を速やかに実施すること。

2)使用禁止・利用制限処置

- ①点検により施設の機能障害が確認され、危険防止のために、その使用を禁止する必要があると判断した場合は、速やかに使用禁止の処置を実施する。
- ②使用禁止の処置には、施設全体を使用禁止にする使用禁止処置と、施設の一部のみを使用禁止にする利用制限処置とがある。
- ③使用禁止の処置を実施する際は、可動部の結束、安全ロープやネットなどを使用して、利用できないようにするとともに、使用禁止の旨を確実に明示し、あわせて使用禁止の理由、期間（目安）、お詫びなどを掲示する。
- ④管理者は、事故の発生を防止するために、使用禁止後の速やかな対応（修繕や撤去など）を行わなければならないとともに、修繕または撤去などが行われるまでの間の危険防止に努める。
- ⑤点検を専門業者等に委託する場合は、あらかじめ使用禁止処置を行う際の手順や方法などについて、十分に協議し決定しておく必要がある。

3)修繕等の処置

- ①点検報告を受け、修繕・改良・撤去・更新などの処置を講ずる。処置の優先順位の決定については、利用者の安全確保を最優先に考え、利用頻度、劣化や損耗の程度、処置の緊急性などに配慮して決定する。

- ②修繕等を専門業者に依頼して実施した時は、管理者は修繕後の完了確認を実施する。
- ③類似あるいは同種遊具の部位の修繕等が何度も生じる場合や、重要な部位の修繕等が生じた際には、専門業者に診断を依頼するとともに、各公園事務所に情報を提供するなどして、事故の防止に努める。
- ④修繕の結果を記録する修繕報告書は、対象となる施設の経年変化に伴う劣化状況や、修繕の状況などを把握するために、その遊具が現存する限り保管しておく必要がある。

4)経過観察

- ①修繕等を行った施設の部位については、正常に機能しているか、当分の間経過観察を実施する。
- ②直ちに修繕や部位の取替を必要としない初期の磨耗や劣化があれば、後の点検の際に、その部位については注意して点検する。

5)故意による破壊、落書き

故意による破壊、落書き、ゴミの散乱などを放置することは、遊び場の環境を悪化させたり、破壊行為を助長することになるため、速やかに落書きの消去や、破壊した施設の修理などを行う。

公園施設に対する人的な破壊行為は、利用者のマナーの問題で済んでいる間に地元自治会等と連携して、破壊行為のエスカレートを防ぐ処置を講ずることが大切である。

公園の安全確保は、公園管理者だけで行うのは難しく、保護者や地域住民の協力を得ることが不可欠である。

7. 点検要領

(1)材料別の点検ポイント

施設の構造材は、さまざまな材料が使用されており、それぞれの特性に応じた点検を実施することが必要である。

特殊な材料や構造を有した施設を点検する際は、過去の事故事例などを踏まえて、物的ハザードを取り除くことを目的とした点検を行う。

1)金属類

- ①金属類の劣化は、表面処理(塗装や鍍金)が剥離することで、発錆し腐食する。
- ②柱等の地際部(直接土に接する部分)は、一般的に腐食しやすく、十分に留意して点検を行う。(特に単柱構造の場合は、腐食により遊具やパーゴラ、照明灯(柱)などが倒壊する可能性もある。)
- ③揺動部や回転部などの可動部分(回転軸・ベアリング・軸受け類)の摩滅や変形などについては、定期的に点検する。
- ④その他、接合部分のボルト類の緩みや脱落、腐食の程度、継手金具の破損、利用者が直接触れる部分、雨水が溜まりやすい部分は注意して点検する。
- ⑤塗装を重ね、外観は錆びていなくても、パイプの内部の腐食が進み、柱が折れ、遊具やパーゴラなどが倒れることもあるので、外観点検だけでなく打診による点検が大切である。

表2 金属

劣化傾向	点検の重点箇所	点検方法
1. 塗装、メッキなど表面処理の劣化・剥離	1. 接合部…溶接・継手・金具、ボルト・ナット類	1. 目視・触診…多くの場合これによって異常が発見できるが、あくまでも外観のみに止まる。
2. 金属部の発錆・腐食・磨滅(滑動回転部分)・変形・破損	2. 可動部分…回転軸・回転部のベアリング類	2. ハンマーなどによる打診…異常音で変状を区別することができる。
3. 接合部(溶接)の破損・ボルトの脱落	3. 直接利用者が触れる部分…床・手摺など	3. 超音波応用の機器…パイプなどの厚さを外面より計測できるため内部の腐食などをある程度知ることができる。
	4. 雨水やごみの溜まりやすい部分…腐食しやすい部分	4. 寸法の計測…定期、精密点検の場合には測定具(ノギス、メジャー)を使用して寸法や変形を測ることができる。
	5. 力が大きく作用する「最重要部材」	5. 写真撮影…第三者が技術的な判断をするとき極めて有効である。
	6. 地中に貫入している支柱の地際部分…錆・腐りやすい材料の場合	

2)木質類

- ①木質類の主な劣化傾向としては、腐朽・ひび割れ・ささくれ・欠損・節抜け・磨耗・折れ・ぐらつき・たわみ・接合材料の損耗などがある。
- ②水平に設置された大断面材の上面やひび割れの内部は、雨水が溜まりやすく湿潤状態になりやすいことから、腐朽等について確認する必要がある。
- ③金属類と同様、木質類についても支柱等の地際部については、一般的に腐食しやすい傾向があることから、特に留意し点検を行う必要がある。
- ④地中部ではシロアリが原因で被害を及ぼすことあるので地中部の点検を行う。
- ⑤温度・湿度の変化による膨張、収縮が原因で反り等が生じるとともに、ボルトの緩み、釘・ネジの抜けが生じるので取付部も留意して点検する。
- ⑥可燃性があるので、いたずら等で燃やされた部位についても確認を行う。

表3 木材

劣化傾向	点検の重点箇所	点検方法
1. 腐朽 2. ひび割れ 3. ささくれ 4. 欠損 5. 節抜け 6. 磨耗 7. 折れ 8. ぐらつき 9. たわみ 10. 接合材料の損耗 11. 釘頭突出	1. 水平設置大断面材の上面、割れの内部 2. 切り欠き接合、金物接合部分 3. 雨水やごみの溜まりやすい部分 4. 地際(設置部分)…力が大きく作用する「最重要部材」	1. 目視による外観 2. ハンマーなどによる打診…空洞化、雑音から異常をとらえる 3. ドライバーなどで割れ目から斜め刺す…やわらかい、グラグラ動かせる 4. 移植ゴテで地際を浅く掘りドライバーで刺す…表面が軟らかい、表面が欠けている、内部が軟らかい 5. 接合部をドライバーで刺す…やわらかい、グラグラ動かせる 6. 写真撮影…第三者が技術的な判断をするとき極めて有効である。

3)プラスチック・ゴム系材料

- ①プラスチック系材料は、他の材料に比べて熱膨張係数が大きく、紫外線による劣化もあるので、主な劣化傾向としては、欠け・ひび割れ・波打ち・湾曲・損傷などがある。このため、利用者が直接触れる継ぎ目部分やボルト穴の周辺部分などについて、よく点検する必要がある。
- ②ガラス繊維強化プラスチック (FRP) は、磨耗によるガラス繊維の表面露出・ひび割れ・変形などに留意して点検する。特に、すべり台のすべり面についてはよく点検する。
- ③可燃性があるので、燃やされて穴が空いている場合もあるので注意して点検する。

表4 プラスチック・ゴム系

材料	劣化傾向	点検方法
プラスチック・ゴム系	1. 劣化(強度低下) 2. ひび割れ 3. ささくれ 4. 磨滅 5. 熱または薬品による溶融 6. 剥離 7. 変形 8. 焼損 9. 接合部破損	1. 目視による点検 2. 触診により突起箇所の点検…すべり面や手が触れる部分 3. 打診による点検…ハンマーなどで軽くたたいて、ひび割れや固定状況などを確認

4)コンクリート・石材類

- ①劣化の少ない素材であるが、欠落やひび割れが発生する。
- ②表面仕上げでモルタル塗を施している部分に剥離がないか点検する。特に、人造石塗りをすべり面としている箇所については注意して点検する。
- ③砂場は、幼児の利用がほとんどで、躯体のわずかのひび割れでも指の挟み込みや切傷の原因となるので注意して点検する。

(2) 部位毎の点検ポイント

1) 施設全体

- ①施設を揺り、ぐらつきがないか。
- ②金属部のサビ部はハンマーでたたくなどし、異状がないか。
- ③木部の腐朽部は、ドライバーなどを突き刺して、腐朽の進み程度はどうか。
- ④部品の損傷、変形、脱落、移動などはないか。
- ⑤体が触れる部分に鋭い突起物がないか、またボルト・釘などが突出していないか。
- ⑥施設周辺に、石・ガレキ・ガラス片・缶・ビンなどがないか。
- ⑦着地部に水たまりはないか。
- ⑧遊具下に敷設している人工芝・マットに破れ・磨耗・はがれなどがないか。
- ⑨応急処置のまま放置されている施設や部品がないか。
- ⑩修繕依頼を行った部位の修繕は完了しているか。
- ⑪落書があれば消去する(人権にかかるものは別途対応)
- ⑫樹木の枝が伸びて、遊具に登れば容易に触れる状態になっていないか。
- ⑬施設にロープやひもなどの障害物がくくり付けていないか。

2) 支柱など地蔵部

- ①基礎部については、必ず被土された部分を除去し、地下部分の腐食はないか。
- ②防食 FRP 部は、ハンマー等を使用し点検する。また FRP に剥がれたものがないか。
- ③コンクリート基礎が地表に露出していないか。

3) 塗装の状況

- ①塗装の状態をチェックし、塗り替えの必要性はないか。
- ②剥離した塗膜で、切傷することはないか。

4) 接続部

- ①ボルト等による接続部は、ゆるみや抜落ちがないか。また、ボルトが長く出していないか。
- ②溶接による場合は、腐食が進んでいないか。

5) 可動部

- ①シャックル、クサリなどの力がかかり可動する部分については、ゆるみ、磨耗の程度はどうか。
- ②動かして異音や可動状況はどうか。
- ③給油が必要でないか。

6)手すり・床等

- ①手すりは、手がいつも触れる場所であるので、滑らかであるか。
- ②ぐらつきや、腐食の程度はどうか。
- ③ボルト・ネジ・釘などが出していないか。
- ④床に砂や石・ガラス片・缶・ビンなどの障害物がないか。

(3)施設毎の点検ポイント

1)ブランコ・幼児用ブランコ

- ①柱部のぐらつき、地際での腐食、FRP の剥離などはないか。
- ②梁材の腐食・変形・ぐらつきなどなどはないか。
- ③接合金具の割れ、ボルトのゆるみがないか。
- ④吊り金具
 - ・吊り金物の割れ、ボルトのゆるみがないか。
 - ・ベアリングに異常がないか。(異音等の発生)
 - ・振り金物に磨耗がないか。
 - ・吊りボルトのナットのゆるみ、ボルトの磨耗がないか。
 - ・吊り輪(丸鋼)の磨耗がないか。
 - ・油切れがないか。(日常点検、定期点検時にグリスの補充を行う)

⑤鎖

- ・磨耗がないか。
 - ※ 利用者が鎖を握る位置の磨耗が早いので注意して点検する。
- ・鎖がねじれていないか。

⑥座板部

- ・劣化・変形していないか。
- ・座板下面(裏)の取付に異常がないか。(FB の変形、ナットのゆるみ)
- ・吊り金具の割れ、磨耗がないか。
- ・吊り輪(丸鋼)の磨耗がないか。
- ・座板は水平に保たれているか。
- ・座板と地面との間隔は保たれているか。(約 30～40 cm以内であるか計測する)

⑦人止柵の腐食、がたつきなどがないか。

⑧人工芝の損耗、破れ、はがれなどがないか。

⑨ブランコ下の地表面に、石・ガラス片・缶・ビンなどがなく、また、水たまりがないか。

2) 滑り台・幼児用滑り台

- ①踊り場床面に腐食、変形がないか。
- ②階段・踏板に磨耗、腐食がないか。
- ③階段・手すりに腐食、ぐらつきがないか。
- ④柱部のぐらつき、地際での腐食、FRP の剥離がないか。
- ⑤すべり面部(すべり面・側板・手すり)に損耗・腐食・突起物はないか。またぐらつき、接続部のボルトのゆるみ、抜落はないか。
- ⑥すべり面床板の剥離・き裂・腐食・突起物はないか。
- ⑦着地部の人工芝の損耗・破れ・はがれなどがないか。
- ⑧着地部のすべり面と地面の高さは 15～38 cm 幼児用は 10～30 cm に保たれているか。
- ⑨地表面に石・ガラス片・缶・ビンなどがないか。また、水たまりがないか。

3) ジャングルジム

- ①パイプの変形・腐食・磨耗がないか、接合部に異常はないか。
- ②脚部地際部の腐食、FRP の剥離がないか。
- ③ジャングルジム下の地表面に石・ガラス片・缶・ビンなどがないか。また、水たまりがないか。

4) 鉄棒

- ①柱部のぐらつき、地際部の腐食、FRP の剥離、変形などがないか。
- ②握り棒の変形、ガタツキ、錆がないか。
- ③接合金具の割れ、ボルトのゆるみ、変形がないか。
- ④鉄棒下の地表面に石・ガラス片・缶・ビンなどがないか。また水たまりがないか。

5) ラダー

- ①パイプの変形・腐食・磨耗、接合部の腐食などがないか。
- ②柱部のぐらつき、地際部の腐食、FRP の剥離、変形などがないか。
- ③ラダー下の地表面に石・ガラス片・缶・ビンなどがないか。また水たまりがないか。

6) プレイウォール

- ①壁・踏み面の割れ、モルタル剥離がないか。
- ②くぐり穴に破損、端部が鋭角になっていないか。
- ③プレイウォール周辺の地表面に石・ガラス片・缶・ビンなどがないか。また水たまりがないか。
- ④鋼管、丸鋼製の金物の取付があれば、がたつき・腐食がないか。

7)砂場

- ①砂に異物(石・ガラス片・缶・ビン・犬猫のフン)が混入していないか。(目視だけでなく、レイキ等で確認する)
- ②砂の固さ、水はけの状態は適正か。(砂が固い場合はほぐす)
- ③砂の量は適正か。(躯体天端から 150mm 以上減っている場合は補充する)
- ④躯体にき裂、モルタル剥れがないか。
- ⑤砂場フェンス
 - ・金網の破れ、ぐらつきなどがないか。
 - ・扉はスムーズに開閉するか。
 - ・丁版部分に保護カバーなどの措置は行なわれているか。
 - ・ボルトやナットで外に出すぎたものはないか。

8)石山・クライミングスライダー

- ①パイプの腐食、変形、がたつきなどがないか。
- ②鎖、足掛金具の磨耗・腐食・変形がないか、本体への固定にぐらつきなどがないか。
- ③石の脱落、固定状況、割れていないか。
- ④本体の割れ、すべり面の人造石の剥離がないか。
- ⑤本体周囲、すべり面に石・ガラス片・缶・ビンなどがないか。またすべり面着地部の水たまりがないか。
- ⑥トンネルがあるものは、トンネル内に障害物などが放置されていないか。

9)複合遊具

- ①全体
 - ・部材の各所を揺り、ぐらつきがないか。
 - ・ボルト類のゆるみはないか(木材は年数の経過で痩せ、ゆるみが発生しやすいので増し締め点検する)。
 - ・ネジ、釘などが突出していないか。
 - ・各部に腐食はないか(ハンマーで叩く、ドライバーで刺すなどして腐食状況を確認する)。
 - ・キャップなどの保護材に脱落はないか。
 - ・衣服などが引っ掛かるような突起はないか。
 - ・体が触れる部分に木材のささくれやトゲを刺す状況になっていないか。
 - ・首や指を挟み込むような隙間が生じていないか。
- ②地際部に腐食がないか(土を掘って点検)
 - ・木材はドライバーなどを突き刺し、鉄部はハンマーでたたき異常がないか。
- ③床板
 - ・床板の釘に異常はないか(振動により抜け易くなるので裏面から突き上げて点検)。
 - ・擦り減りで板厚が薄くなってないか。

- ・腐食がないか。
- ④ネット・ロープ
 - ・ほつれ、磨耗、切断がないか。
- ⑤複合遊具に取り付けてあるスベリ台、ブランコなどはそれぞれの当該遊具点検項目に基づいて点検する。
- ⑥吊橋部
 - ・体重をかけて揺り、ぐらつきや取付に異常がないか。
 - ・チェーンの磨耗、固定部(連結部)に異常がないか。
 - ・振動で床板の側面は磨耗しやすいので、床の隙間が広がり足を踏外すような隙間がないか。
 - ・床板の貫通穴もチェーンと接触して磨耗しやすく、穴が広がっていないか。
- ⑦プラスチックを使った部材の割れ、ひび割れがないか。
- ⑧地表面や床面に石・ガラス片・缶・ビンなどがいないか。また水たまりはないか。

10)健康器具

- ①柱の腐食、変形がないか。
- ②全体にぐらつき、接続部のボルトのゆるみ、抜落はないか。
- ③可動部がある場合は可動に異常はないか。
- ④ベンチ式の場合は腰掛板の腐食、割れはないか、板は固定されているか、またボルト・ネジ・釘などが出していないか。
- ⑤周囲の地表面に石・ガレキ・ガラス片・缶・ビンなどがいないか。また水たまりはないか。

11)ベンチ・スツール・テーブル等

- ①全体または部材にゆるみ、がたつきはないか。
- ②本体、地際部に腐食がないか。
- ③腰掛板や背もたれ板に腐食、割れなどはないか。また、板は固定されているか。
- ④ボルト・ネジ・釘などが出していないか。
- ⑤水たまりはないか。

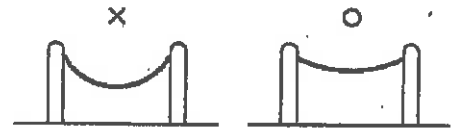
12)パーゴラ・シェルター等

- ①全体的にぐらつき、ボルトのゆるみ、部材の抜落はないか。
- ②柱、桟木などが腐食、損傷していないか。特に柱が1本の場合は地際部の腐食がないか(倒伏の恐れあり)。
- ③桁、タルキ等の部材は、しっかりと固定されているか。
- ④屋根材に剥れや雨漏はないか。

13)車止、出入口

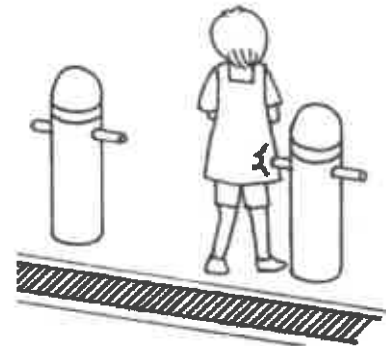
- ①車止はしっかりと固定されているか。
- ②鍵は施錠されているか。
- ③チェーンは垂れすぎていないか。
- ④通行する側に突起物はないか。
- ⑤出入口に自転車や粗大ゴミ、植木鉢などの物品が置かれていないか。

図 11 車止、出入口



14)園路・広場

- ①舗装面に段差、陥没、剥がれなどが無い。
- ②土系舗装の場合、溝ができていないか。
- ③ガレキ、ガラス片などが散乱していないか。
- ④階段・スロープ
 - ・き裂・破損はないか。
 - ・手すりに腐食、ぐらつきはないか。
 - ・砂などで滑りやすくなっていないか。



15)排水

- ①排水は良好か。
- ②樹蓋、溝蓋などがはずれたり、ずれたりして足などを踏み落とすことはないか。
- ③樹蓋、溝蓋などが、地表より高くなりつまづくことはないか。

16)水道

- ①水飲台
 - ・水栓などの損傷はないか。
 - ・水量は適量か(出すぎる場合は止水栓で調整する)
 - ・排水は良好か。
- ②散水栓や止水栓の蓋は閉まっているか。
- ③散水栓や止水栓ボックスなどが地表面より高くなり、つまづくことはないか。

17)池・崖

- ①柵に破れなどの異常はないか。
- ②柵を乗り越え、子どもたちが遊ぶことはないか。
- ③落下する恐れのある物品(石・ガレキ等含む)が置かれていないか。

18) 樹木

- ①撤去しなければならない支柱はないか。
- ②見通しを悪くしている木や枝はないか。
- ③照明灯の光を遮ぎっている枝はないか。
- ④歩行の支障となる、伸びすぎた枝、低い枝はないか（特に、目の高さの枝に注意すること）。
- ⑤つまずいたり、足を傷つける恐れのある株などが残っていないか。
- ⑥根が地表面に露出してつまずくことはないか。
- ⑦倒伏や落下の恐れのある木や枝がないか。
- ⑧種ラベルが損傷したまま放置されていないか。

19) 照明灯・太陽電池時計

照明灯・太陽電池時計柱の点検については、管理部工務課道路公園設備担当が発注する業務委託で行う“専門点検”を補完するものとし、下記の項目を実施する。

- ① 照明灯についての、柱の腐食・ぐらつき、及び灯具の状況（顕著な破損等）を目視点検する。
- ② 電源引込柱や時計柱など、照明灯と同様の「柱」についての、腐食・ぐらつきの状況を目視点検する。
- ③ 太陽電池時計の、顕著な腐食・破損を目視点検する。

なお、これらを確認した場合は、公園事務所担当から道路公園設備担当へ速やかに報告する。

20) 開閉器箱

開閉器箱については、下部4カ所の保護ゴムの剥がれや劣化がないか点検し、剥がれている場合や劣化で効力が下がっているものは、保護ゴムの貼り替えを行う。

参考・・・28年(案)

道路公園設備担当が行う専門点検内容

(1) 点検回数 履行期間中 1回

(2) 点検内容

1) 点灯試験（引込みごとに行う）

- ①制御盤にて手動点灯を行い、点灯状態の確認を行うこと。
 - ②点灯装置が自動点滅器の場合は採光部にカバー(黒色)をかぶせ点灯させること。
 - ③点灯装置がソーラータイマーの場合は、手動モードにて点灯させること。
- また、現在時刻の調整も行うこと。

④マグネットスイッチからの異音、振動が発生していないかの確認を行うこと。

2) 絶縁抵抗測定（引込みごとに行う）

- ①端子台にて、回路ごとに測定を行うこと（測定電圧 250V にて行う）

3) 外観点検（対象：引込柱、公園灯鉄柱、制御盤、太陽電池時計設備）

- ①鉄柱全体を2方向（北・東）にて傾きが無いか確認を行うこと。
- ②公園灯器具の破損（ガード・グローブ・セード）が無いか確認を行うこと。
- ③公園灯器具型式 B-100、B-300 について、飾りナットワイヤーがガードより外れていないか確認を行うこと。
- ④鉄柱（公園灯鉄柱・引込鉄柱・太陽電池時計鉄柱）地際部について、うき錆び、穴あき等の状態について確認を行うこと。
- ⑤鉄柱及び制御盤について、塗装の剥がれ等について確認を行うこと。その際、公園利用者が、触った際に怪我を負うことのないよう、近接目視・触診すること。
- ⑥引込柱取付開閉器箱・制御盤等は、箱体の角部に取付けているクッションゴムの貼り付け状況を点検し、破損や剥がれ等がある場合は、同材（支給品）の取付けを行うこと。

21) 防犯カメラ

防犯カメラの点検については、道路公園設備担当が発注する業務委託で行う点検を補完するものとし、下記の項目を実施する。

- ① 働中ランプが点灯しているかを目視点検する。
- ② 防犯カメラに破損がないかを目視点検する。
- ③ 防犯カメラの設置角度に明らかな異常がないかを目視点検する。